

明石市財政健全化推進計画（案）及び 明石市公共施設配置適正化基本計画（案）への 意見募集の結果について

明石市財政健全化推進計画（案）（平成26年度～平成35年度）及び明石市公共施設配置適正化基本計画（案）（平成27年度～平成36年度）に対する意見を募集しました。その結果について、以下のとおりお知らせします。

1 募集期間

平成27年1月15日（木）から平成27年2月13日（金）まで

2 募集結果

募集期間中、4人の方から延べ13件のご意見をいただきました。

提出方法	人数	件数(項目数)
持参	1人	2件
郵送	1人	2件
ファクシミリ	1人	6件
電子メール	1人	3件
計	4人	13件

※このほか、電話で2人の方からご意見をいただきましたが、集計には加えていません。

3 意見概要と市の考え方

提出いただいた意見の概要とこれに対する市の考え方は以下のとおりです。

(1) 財政健全化推進計画（案）に関する意見

	意見概要	該当箇所	計画全体
		これまで財政健全化の取り組みがなされていなかったために、赤字がふくらみ、財政が悪化したのではないかと。	
1	市の考え方	<p>市では、これまで歳入の範囲で歳出を賄うことのできる収支均衡を目標に、人件費の削減、事務事業の見直し、歳入の確保等、財政健全化に向けて様々な取り組みを実施してきました。しかしながら、今後も、少子高齢化の影響などにより福祉関係経費は増加していくと考えられ、加えて、1970～80年代に集中的に建設された公共施設が、今後一斉に更新時期を迎えることから、公共施設の更新にかかる経費が大きな負担になると予想されます。</p> <p>こうした中で、安定した財政運営を行うためには、さらなる取り組みが必要であることから、このたび財政健全化推進計画を策定し、市民の皆さんと十分に話し合いながら、引き続き財政健全化を進めていきます。</p>	

	意見概要	該当箇所	計画全体
		<p>財政の収支バランスは、民間企業でいえば商品やサービスを生み出す過程である経営の結果である。その意味では、財政健全化推進計画ではなく、経営健全化計画の必要性がより高い。この計画の中に、経営健全化計画の策定について、記述してはどうか。</p>	
2	市の考え方	<p>平成 23 年 4 月に施行された明石市自治基本条例では、市政運営に関して、参画と協働に基づくこと、施策を計画的に実施し、実施結果について評価を行うこと、計画的な財政運営を行うこと、市民ニーズに対応し組織の見直しを図ることなど、経営に関する基本的な考え方を定めており、引き続き、自治基本条例に沿った市政運営を推進してまいります。</p> <p>また、財政健全化推進計画は、将来世代に負担を先送りすることなく、持続可能な財政構造を構築していくために策定し、民間活力の活用や組織の見直し、施設の有効活用等の取り組みを実施しようとするものであり、経営健全化の視点も踏まえたものです。</p>	
3	意見概要	該当箇所	計画全体
		<p>市の様々な計画書に共通することだが、本編に対して資料編の分量が多い。本編と資料編に分冊し、資料編は紙面化せず、市ホームページに掲載することとしてはどうか。これにより経費節減につながるだけでなく、計画内容の充実につながると考える。市の計画では、「推進する」、「図る」、「検討する」などの記述が多いが、中長期の計画であっても計画開始年度から 3 年間については実施計画としての具体的な中身を用意すべきである。</p>	
	市の考え方	<p>市の計画については、必ず紙面化するのではなく、計画の目的や内容に応じて、広報あかし、市ホームページ等の広報媒体の活用、概要版の作成など、市民の皆さんに計画の内容をわかりやすくお伝えするとともに、経費節減できるよう努めており、財政健全化推進計画及び公共施設配置適正化基本計画についても、計画全体は紙面化せず、市ホームページに掲載するとともに、概要版を作成することとしております。</p> <p>また、この計画では、取り組み項目の枠組みと目標等を示し、具体的な取り組みについては、年度ごとに重点テーマを決めて、市民、市議会等との協議を行い、見直し内容を決定するという 1 年単位の P D C A サイクルにより、推進していくこととしております。</p>	
4	意見概要	該当箇所	計画全体
		<p>社会情勢の変化に対応して、様々な観点から事業の見直しや施設の整理統合を行っていくことには賛成である。このたび国からも改めて学校の適正規模・適正配置等に関する手引が出されており、また従来、公共施設の公設民営化の手法が示されている。</p>	
	市の考え方	<p>この計画は、将来世代に負担を先送りすることなく、元気な明石を引き継いでいくために、市の事業や施策、公共施設全般にわたって、選択と集中の観点から、時代に合った形に見直しを行うことにより安定的な財政運営を確保しようとするものです。</p> <p>公共施設については、施設をできる限り有効に活用できるよう、計画的に施設の統廃合や複合化を行うとともに、民間活力をさらに活用することなどにより、施設配置の適正化を推進していきます。</p>	

	意見の概要	該当箇所	P14 3 取り組み項目 (1)市役所内部の取り組み ①事務経費の削減
		<p>以下のコストについての削減目標や取り組みの計画が必要ではないか。</p> <p>①廃止できず、かつ、委託に適さない事務に係るコスト（手続き、作成書類の削減、職員能力のアップ）</p> <p>②意志決定の工程におけるコスト（組織及び職制の簡略化、権限の委譲）</p> <p>③会議コスト（回数、参加者数、時間などの制限）</p> <p>④各課の庶務事務のコスト削減（外部委託、各部の総務担当課への集約）</p>	
5	市の考え方	<p>この計画では、「事務経費の削減」、「人件費の削減」、「事務事業の見直し」など、取り組みの項目と、この項目ごとの個別目標及び主な取り組みを示したうえで、年度ごとに重点テーマを決め、具体的な取り組みを推進していくこととしております。</p> <p>ご意見にある職員及び市役所組織の事務効率の向上に関する取り組みは、事務経費の削減や、職員数、時間外勤務の削減等による人件費の削減に向けて重要な取り組みと認識しております。具体的には、例えば、現在、庁内会議のルール化（開催時間1時間以内、出席者の厳選、資料の簡素化及び事前配付等）の取り組みを開始しているところです。</p> <p>こうしたことから、計画の「3 取り組み項目 (1) 市役所内部の取り組み ①事務経費の削減」の主な取り組みに「事務効率の向上」を加え、今後、計画を推進する中で、いただいたご意見も参考に、具体的な取り組みを順次、示していきたいと考えております。</p>	
	意見の概要	該当箇所	P15 3 取り組み項目 (1)市役所内部の取り組み ②人件費の削減
		<p>以下の目標数値や取り組みについて計画に記載する必要があるのではないかと</p> <p>①任期付職員、臨時職員についての削減目標数値</p> <p>②全部門の職員数に占める管理部門（間接サービス部門）の職員数の割合の目標数値（対人直接サービスに必要な職員数を確保する必要があるため）</p> <p>③窓口職員の複数課所属、シフト勤務制の導入</p> <p>④任期付・臨時職員、業務委託先の職員の賃金・社会保険料も含めた総人件費の把握</p>	
6	市の考え方	<p>人件費の削減については、平成 35 年度までに正規職員 1,800 名体制を実現するとともに、年間総人件費を 20 億円削減することを目標としています。</p> <p>ここで目標としている年間総人件費とは、再任用、任期付及び臨時職員分の給与並びに共済費を含む総人件費であり、正規職員を減らすだけでなく、他の職員も含めた市役所全体の人件費を減らすことを目指すものです。</p> <p>目標達成に向けては、年次的、計画的に正規職員の削減を進めるとともに、業務の抜本的な見直し、業務委託等の一層の推進などにより、正規職員以外の任期付職員及び臨時職員についても削減を進めることとしております。</p> <p>また、業務委託の判断にあたっては、市と民間の人件費について共済費（社会保険料）を含めて比較しているところです。</p> <p>今後、計画を推進する中で、年度ごとに重点テーマを決め、いただいたご意見も参考に、具体的な取り組みを順次、示していきたいと考えております。</p>	

7	意見の概要	該当箇所	P15 3 取り組み項目 (1)市役所内部の取り組み ②人件費の削減
	市の考え方	市役所に行くと、職員数が多すぎるのではないかと感じる。また、財政が赤字であるのに、公務員にボーナスが支給されるのも納得できない。いずれも民間企業ではあり得ないことである。	
8	意見の概要	該当箇所	P17 3 取り組み項目 (2)事務事業の見直し
	市の考え方	事務事業の見直しについての判断は、事業量や事業件数等のアウトプット（実施実績）指標ではなく、市民生活にもたらした効果等のアウトカム（成果）指標に基づいて行われるべきであり、事務事業に成果指標の設定を義務づけるべきではないか。	
			アウトカム（成果）指標については、現在、市のまちづくりの基本方針となる第5次長期総合計画の進捗管理において、施策の推進状況を示す指標を設定するとともに、市の全事務事業についての内部評価として実施している事務事業の総点検において記載項目とし、施策や事務事業の見直しの参考としているところです。引き続き、より適切な成果指標の設定や成果指標を活用した事務事業の見直しを行ってまいります。

(2) 公共施設配置適正化基本計画（案）に関する意見

9	意見の概要	該当箇所	P33 7 施設種別ごとの方向性 行政系施設 ①行政施設
	市の考え方	市行政は、サービス業である。サービス業ではどのような場所（形態）でサービスを提供するかによって、売上やコストに大きく影響する。このため行政サービスをどのような場所（形態）で市民に提供するのが効率的・効果的なのか検討する必要がある。具体的には、駅前に立地する3市民センターの扱いが課題となる。交通、通信手段も発達してきており、小学校コミセンに市職員が配置されていることから、市民センターの役割は変化しているはずである。当面は、3市民センターを統括する所長を1名配置して、2名の所長は廃止してはどうか。	
			施設で提供するサービスについては、その必要性を検討したうえで、必要なサービスを維持していくためには、その施設自体必要なのか、他の施設で提供できないか等、社会状況や人口動態も踏まえ、施設の有効活用に取り組んでいきます。 また、効率的な管理運営の点から、民間活力の活用など管理運営体制の見直しの検討も進めていきます。 市民センターについては、この計画において、「地域支援や窓口機能といった市民サービスを実施するにあたり、地域バランスや歴史的な経緯にも配慮しながら、複合化、集約化も含めて検討する」としています。具体的な内容については、これから策定予定である明石市公共施設配置適正化実行計画で示していきますので、いただいたご意見は計画策定の参考にさせていただきます。

10	意見の概要	<p>該当箇所 P55 7施設種別ごとの方向性 保健・福祉施設 ⑫高齢福祉施設</p> <p>財政健全化についての基本的な考え方については、基本的に賛成できるので、総論賛成各論反対にならないよう、また、独り合点がないように意見したい。</p> <p>高齢者ふれあいの里については、利用者は固定化しているものの、延べ利用者数は増加しており、明石独自の高齢者の福祉施設としてこれからも維持していく方向で考えてもらいたい。</p> <p>ただ、財政健全化とサービスの公平性の観点から、現在、中崎、大久保、魚住、二見の4箇所にあるうち、西部の魚住と二見のどちらかを減らし、3箇所としてはどうか。</p> <p>また、一部の利用者がカラオケ等を独占的に利用している状況は、すぐにでも改善する必要がある。</p> <p>さらに、新たに財源を生み出すことができるならば、足腰の弱い高齢者や障害者への対応として大久保以外の箇所にもエレベーターを設置することを要望したい。</p>
	市の考え方	<p>公共施設については、財源確保の面から、既存の施設をすべて維持することは困難な状況です。</p> <p>公共施設の適正配置に向けては、市全域を見据えたうえで、中長期的な視点で、聖域をつくることなく取り組むことが重要であり、施設の現状や課題、市民ニーズなどを十分に把握したうえで進めていきます。</p> <p>高齢者ふれあいの里については、この計画において、「施設の劣化状況や利用実態等だけでなく、高齢者施策全体の再構築や他施設の有効活用を踏まえ、廃止又は転用等を含めて検討する」ことにしています。具体的な内容については、これから策定予定である明石市公共施設配置適正化実行計画で示していきますので、いただいたご意見は計画策定の参考にさせていただきます。</p>
11	意見の概要	<p>該当箇所 P55 7施設種別ごとの方向性 保健・福祉施設 ⑭その他社会福祉施設</p> <p>厚生館の職員配置が多すぎるのではないかな。館長は他と掛け持ちでも十分ではないかな。</p> <p>また、講師の報酬等を含め運営費用の削減が必要ではないかな。</p>
	市の考え方	<p>厚生館については、この計画において、「将来的な人権教育、人権啓発の推進体制を検討する中であり方を検討する」ことにしています。具体的な内容については、これから策定予定である明石市公共施設配置適正化実行計画で示していきますので、いただいたご意見は計画策定の参考にさせていただきます。</p>

(3) その他の意見

12	意見の概要	明石には、スクールガードをはじめボランティア活動を行う高齢者が多いので、さらに呼びかければ、新たに参加される高齢者も多いと思われる。明石の魅力づくりの一つにもなるのではないかと考える。
	市の考え方	市では、地域自らが多様な地域課題に総合的に対応していくため、小学校区単位を基本に協働のまちづくりの取り組みを進めております。 また、今後のさらなる高齢化の進展を見据え、元気な高齢者には地域の担い手として、積極的な社会参加をお願いしたいと考えております。 こうした中、高齢者にボランティア活動等に参加いただくことは、大変、有意義であり、今後とも高齢者の地域活動を支援する施策の充実に取り組んでいきたいと考えております。
13	意見の概要	財政健全化に向けて事務事業の見直し等で市民サービスを削減する一方、昨年 12 月の市議会で「明石市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」が可決（賛否同数で議長が賛成）された。これにより、市の特別職及び市議会議員の期末手当が引き上げられた。人事院勧告に基づく国家公務員給与の改定を踏まえた措置であろうが、市民サービスを削減するならば、まず議員、職員が身を切るべきであり、真逆の行為である。 また、道路や施設設備の工事等のやり方を見直せば、相当の経費削減が可能である。
	市の考え方	市職員の給与については、人事院勧告を踏まえた国家公務員の給与に準拠して定めているところです。 このたびの「明石市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の改正は、平成 26 年の人事院勧告を踏まえて国家公務員の特別給の引き上げがなされたことを受けたものです。 一方、財政健全化の取り組みにおいて、まずは市役所内部の取り組みが重要であると認識しており、財政健全化推進計画では、市職員の人件費の削減について、正規職員 1,800 名体制と年間人件費を 20 億円削減することを目標に、正規職員数等の削減、地域手当、退職手当、特殊勤務手当等の見直し、時間外勤務の削減等を行うこととしております。 また、道路や施設設備の工事等については、工事品質の確保とコスト削減が果たされるよう、引き続き取り組んでまいります。